

介護等体験の実施に係る留意事項【社会福祉施設等用】
(新型コロナウイルス感染症に対する対応を踏まえて)

1 実施要綱「8－(2) 介護等体験」について

- (1) 学生の希望や社会福祉施設等の事情に応じ、通常は、例示を参考にしながら体験内容を決定していただいておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染防止を考慮した内容で実施をお願いします。

2 実施要綱「8－(3) 介護等体験の時間」について

- (1) 介護等体験の1日における時間は5～6時間程度とし、受け入れする社会福祉施設等の状況に応じて時間を設定することを可能としておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、必要最低限時間(5～6時間程度)で設定をお願いします。

3 実施要綱「8－(4) 介護等体験の日程変更等」について

- (1) 社会福祉施設等の都合により日程変更の希望がある場合は、社会福祉施設等から大学等へ直接連絡し、体験日を調整してください。

また、調整後に「介護等体験(辞退・変更)届」(様式5-①)を大学等へ、写しを石川県社会福祉協議会へ提出してください。

- (2) 社会福祉施設等で休止等の理由で受け入れが困難になった場合は、社会福祉施設等から石川県社会福祉協議会へ連絡してください。その後、石川県社会福祉協議会で新たな受入先について再調整を行います。

また、連絡後に「介護等体験(辞退・変更)届」(様式5-①)を大学等へ、写しを石川県社会福祉協議会へ提出してください。

4 実施要綱「8－(5) 証明書の発行」について

- (1) 証明書の「施設の長の名及び印」欄の記入については、石川県教育委員会から、県内の大学等に対して、次のように指導が行なわれておりますので、発行される際にはご留意願います。

① 施設長名のみではなく、必ず役職名も併せて記載してもらうこと。

② 「印」については、原則として公印とする。ただし、施設によっては公印のないところもあり、その場合は、施設長の私印とすること。

5 実施要綱の「8－(6) 介護等体験終了報告書の提出」について

- (1) 体験終了後、「介護等体験終了報告書」(様式6-①、6-②)により、下記の期日までに報告してください。

- (2) 報告に基づいて、社会福祉施設等への介護等体験に要する費用として、学生一人につき1日1,000円を石川県社会福祉協議会から社会福祉施設等が指定する金融機関口座に振り込みます。

体験月	報告期日	支払予定日
7月～10月	11月10日締切	11月末
11月～2月	3月10日締切	3月末

※体験最終日の属する月を体験月とします。

※支払期日が金融機関の休業日となる場合は、その前営業日とします。

6 実施要綱「9－(5) 社会福祉施設等への事前連絡」について

- (1) 学生より体験先の社会福祉施設等あてに、事前に「事前連絡票（プロフィール）」（様式4）の提出があります。

遅くとも、体験2週間前までには提出されますので、受入準備や体験プログラムを作成する際の参考資料として活用してください。

7 実施要綱「9－(6) 介護等体験申込書提出後の辞退及び体験する社会福祉施設等が決定した後の変更」について

- (1) 原則として辞退及び変更は認められません。

- (2) ただし、学生よりやむを得ない理由により、辞退・変更の申し出があった場合は、社会福祉施設等と大学等で直接体験日等を調整してください。

なお、調整後に大学等より「介護等体験（辞退・変更）届」（様式5－②）が提出されます。

- (3) 他の日に体験日を変更する場合は、5日間の体験となるように調整してください。

8 介護等体験の中止について

- (1) 「介護等体験の円滑な実施について」（平成12年12月14日 12教第10の1号 各国公立大学長等あて 文部省教育助成局教職員課長）に、「介護等体験中の学生の態度に著しい問題があり、施設利用者に不利益を与えるおそれがある場合には、当然学生の介護等体験を中止することもあり得ること」と明記されており、体験時の状況等により、途中で中止させることができます。

- (2) 施設長の判断により、介護等体験を中止した場合は、必ず大学等の担当者へ連絡し、今後の対応等について調整してください。

- (3) 体験日直前（正式に辞退手続きが完了しない場合）または体験期間中に学生側の都合（学生の態度に著しい問題があり中止となった場合等を含む）により中止となった場合には、体験が終了していない場合であっても、原則、事業所には5日間分の体験費用をお振込みいたします（ただし、学生等の状況を考慮し、体験費用のお振込みを行わない場合もありますのでご了承ください）。